

●香川県告示第302号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成19年5月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	海岸名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波	船隠港	船隠港	<p>1 指定場所 三豊市詫間町粟島2648番地から三豊市詫間町粟島1050番地先まで</p> <p>2 指定区域 基点1から基点37、基点37と補助点1、補助点1から補助点4、補助点4と基点1を順次直線で結んだ区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（座標は世界測地系により、角度の表示は、真方位とする。） 基点1 4等三角点 阿島（北緯34度16分58.7199秒、東経133度37分34.2221秒）から153度22分、480.4メートルの地点 基点2 基点1から213度17分、0.8メートルの地点 基点3 基点2から213度18分、10.3メートルの地点 基点4 基点3から191度05分、5.2メートルの地点 基点5 基点4から187度10分、12.8メートルの地点 基点6 基点5から182度49分、11.6メートルの地点 基点7 基点6から182度20分、7.6メートルの地点 基点8 基点7から179度18分、15.2メートルの地点 基点9 基点8から175度03分、6.4メートルの地点 基点10 基点9から165度42分、12.7メートルの地点 基点11 基点10から158度00分、10.5メートルの地点 基点12 基点11から154度40分、24.6メートルの地点 基点13 基点12から153度53分、14.8メートルの地点 基点14 基点13から151度49分、21.5メートルの地点 基点15 基点14から149度17分、29.0メートルの地点 基点16 基点15から150度57分、4.3メートルの地点 基点17 基点16から144度19分、7.9メートルの地点 基点18 基点17から145度00分、11.2メートルの地点 基点19 基点18から146度29分、17.6メートルの地点 基点20 基点19から141度18分、1.3メートルの地点 基点21 基点20から141度48分、11.1メートルの地点 基点22 基点21から137度32分、3.0メートルの地点 基点23 基点22から139度04分、13.8メートルの地点 基点24 基点23から132度53分、1.8メートルの地点 基点25 基点24から139度35分、27.0メートルの地点</p>

			基点26 基点25から136度01分、0.7メートルの地点
			基点27 基点26から139度15分、16.2メートルの地点
			基点28 基点27から136度24分、4.5メートルの地点
			基点29 基点28から132度16分、1.7メートルの地点
			基点30 基点29から133度27分、3.5メートルの地点
			基点31 基点30から58度34分、2.2メートルの地点
			基点32 基点31から142度34分、9.9メートルの地点
			基点33 基点32から139度13分、14.0メートルの地点
			基点34 基点33から139度47分、20.6メートルの地点
			基点35 基点34から132度07分、3.6メートルの地点
			基点36 基点35から141度15分、11.2メートルの地点
			基点37 基点36から140度25分、61.1メートルの地点
			補助点1 基点37から49度56分、53.5メートルの点
			補助点2 補助点1から319度59分、233.2メートルの点
			補助点3 補助点2から333度18分、93.5メートルの点
			補助点4 補助点3から358度52分、25.9メートルの点